

国民年金

産前産後期間は 保険料が免除になります

国民年金第1号被保険者が出産したときや、出産予定日または出産日が属する月の前月から国民年金保険料が4カ月間免除されます。

また、多胎妊娠のときは、出産予定日が属する月の3カ月前から、国民年金保険料が最大6カ月間免除されます。

対象は、出産日が平成31年2月1日以降の人です。

なお、免除の手続きは出産予定日の6カ月前から届け出できます。

産前産後期間の免除制度は、保険料が免除された期間も保険料を納付したのものとして、受給額に反映されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された人を含む)

【申請に必要なもの】

▷ 出産予定日が分かる書類(母子健康手帳等)

※出産日以降の申請の場合は不要です

▷ 個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)

▷ 本人確認書類(運転免許証等)

● 問い合わせ／釧路年金事務所 ☎0154-22-5810

役場保険医療係

制度

お店のバリアフリー化を 応援します

問い合わせ
障がい福祉係
53-3333

町では、町内の飲食店をはじめとする不特定多数の人が利用するお店の環境が、障がいを持つ人も利用しやすいように整備をする場合に、必要な費用の一部を助成しています。

● 対象となるバリアフリー化の例

▽ コミュニケーションツール作成費用／聴覚に障がいのある人が、用件や注文を指さしなどで簡易に伝えられるように、あらかじめ想定される

会話を標記した会話ボードの作成費

用、視覚に障がいのある人への点字メニューの作成にかかる費用

▽ 物品の購入／身体に障がいのある人が、安全に入店し移動できるように段差を解消する目的で販売されて

いる折り畳みスロープなどの購入、聴覚に障がいのある人が、筆談で用

件を伝えられる筆談ボード、耳元に当てて聞こえを補助する助聴器の購

入

▽ 工事施工費用／工事を伴う手すりやスロープ設置費用

● 助成額／

① コミュニケーションツール作成対象経費の2分の1(上限5万円)

② 物品の購入対象経費の2分の1(上限10万円)

③ 工事施工対象経費の2分の1(上限10万円)

● 申請先／障がい福祉係

ヘルプマーク・ヘルプカードを 交付しています

問い合わせ
障がい福祉係
53-3333

町では、義足や人工関節を使用している人、内部障がいの人、発達障がいを持つている人などを対象にヘルプマークやヘルプカードを交付しています。

ヘルプマークは、外見からは障がい分かりにくい人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなることを目的としています。

ヘルプカードは、支援してほしいことについて記載し、周りの援助が必要ときにカードを提示し、援助を求めやすくすることを目的としています。

ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

● 交付場所／障がい福祉係(保健福祉総合センター)



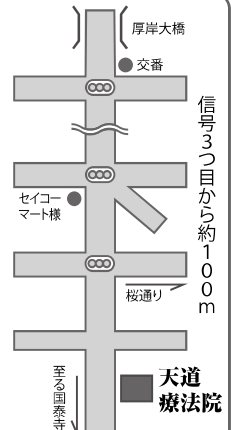
体の不調(頭痛、鞭打ち、心肺機能低下、胃腸障害、腰痛、生理不順等)には、脊椎矯正、四肢矯正をおすすめします。

カイロプラクティック療法・弘漢療法

天道療法院

予約受付：8時～20時
(10時～14時は休憩)

定休日：不定休
松葉1丁目7番地
電話兼FAX：52-3312



ついつい

『産後パ育休』が 10月から取得できます

問い合わせ
商工雇用係

令和4年10月1日から、産後パ育休(出生時育児休業)が新たに取得できるようになりました。

【産後パ育休の概要】

お子さんが生まれてから8週間以内に計4週分の休暇を取得することができ、2回までの分割取得が可能です。なお、取得には2週間前までに会社に申請する必要があります。

【事業者の方へ】

令和4年4月から、従業員への育児休業と産後パ育休の取得の働き